

甲府市介護認定調査支援システム導入等業務に係る
優先交渉権者の選考方法について

1 基本事項

優先交渉権者の選考については、「甲府市介護認定調査支援システム導入等業務受託者選考審査委員会」による書類審査を行い、「4 評価点の算出方法」に定める採点方法により算出された評価点が最も高い者を第1優先交渉権者、次点を第2交渉権者として決定する。
なお、次の条件を満たすことを選考の前提とする。

【前提条件】

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ・仕様書で示す各機能が網羅されていること。

2 評価点が同点の場合の決定方法

評価点が同点の者が2者以上であった場合は、提案価格の総額が低い者を上位の優先交渉権者とする。それでも決定しない場合は、くじ引きにより決定する。

3 評価点

選考審査委員一人当たりの配点は、「優先交渉権者選考審査基準」のとおりとする。

4 評価点の算出方法

「優先交渉権者選考審査基準」に記載の評価項目ごとに選考審査委員が採点を行い、選考審査委員全員の合計点を評価点とする。
採点の判断基準については、次のとおりである。

評価	評価基準
5	創意・工夫があり、特に優れた内容である。
4	創意・工夫がある。
3	平均的な内容である。
2	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
1	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
0	指定した記述項目が網羅されていない、又は不適切な内容である。